

議案第 3 1 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 3 1 の 2 の項中「第 6 0 条の 3 第 1 項」を「第 6 0 条の 3 第 2 項」に改め、同項を同部 3 1 の 3 の項とし、同部 3 1 の項の次に次のように加える。

3 1 の 2	建築基準法第 6 0 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円	許可申請のとき。
------------	---	--	------------------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中 8 3 の項を 8 6 の項とし、7 6 の項から 8 2 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同部 7 5 の項中「当該住宅の床面積」の次に「の合計」を加え、同項を同部 7 7 の項とし、同項の次に次のように加える。

	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明申請手数料	1 件につき、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 9 , 1 0 0 円 イ 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 6 , 4 0 0 円 ウ 5 , 0 0 0 平方メートル以	証明申請のとき。
--	---	--	---	----------

上 10,000 平方メートル
未満のもの 90,000 円

エ 10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メー
トル未満のもの 113,00
0 円

オ 25,000 平方メートル
以上のもの 141,000
円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合
次のア又はイに掲げる場合及び
当該部分の床面積の合計に応じ
た額

ア モデル建物法による場合

(ア) 300 平方メートル以上
2,000 平方メートル未
満のもの 102,100
円

(イ) 2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メー
トル未満のもの 165,1
00 円

(ウ) 5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メー
トル未満のもの 216,
000 円

(エ) 10,000 平方メー
トル以上 25,000 平方メ
ートル未満のもの 260,
000 円

(オ) 25,000 平方メー
トル以上のもの 305,0
00 円

イ 標準入力法等による場合

(ア) 300 平方メートル以上
2,000 平方メートル未
満のもの 257,100
円

(イ) 2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メー
トル未満のもの 366,7
00 円

(ウ) 5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メー
トル未満のもの 453,
000 円

(エ) 10,000 平方メー

			ル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円 (オ) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円	
--	--	--	---	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中74の項を76の項とし、73の項を75の項とし、72の項を74の項とし、同部71の項中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び75の項において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び75の項において「一次エネルギー消費量」という。))の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。))の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。73の項において同じ。)」及び「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。73の項において同じ。))」を削り、同項を同部73の項とし、同部70の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「73の項」を「75の項」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。))」を削り、同項を同部72の項とし、同部69の項の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも	計画提出又は計画通知のとき。
---	----------------------	---	----------------

- の 27,100円
- イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
- ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
- エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
- オ 25,000平方メートル以上のもの 201,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合
次のア又はイに掲げる場合及び
当該部分の床面積の合計に応じ
た額

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び77の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項及び77の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下次項、73の項、75の項及び78の項において同じ。）による場合

(ア) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

			<p>ル未満のもの 235,700円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p>イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下次項、73の項、75の項及び78の項において同じ。）による場合</p> <p>(ア) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適	1件につき、次に掲げる額	<p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p>	変更計画提出又は変更計画通知のとき。

合性判定手
数料

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合
次のア又はイに掲げる場合及び
当該部分の床面積の合計に応じた額

ア モデル建物法による場合

(ア) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円

(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円

(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円

(オ) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円

イ 標準入力法等による場合

(ア) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円

(ウ) 5,000平方メートル

			以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円	
			(イ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円	
			(オ) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円	

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部に備考として次のように加える。

備考

この表において、70の項、71の項及び78の項に係る手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出については、次に定めるところによる。

- 1 複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

付 則

この条例中別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 3 1 の 2 の項の改正規定及び同項を同部 3 1 の 3 の項とし、同部 3 1 の項の次に 3 1 の 2 の項を加える改正規定は公布の日から施行し、その他の改正規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築・都市計画・土木関係手数料を新設するほか、所要の規定整備をする必要がある。